

感染防止対策の為の指針

医療法人社団 豊寿会
介護老人保健施設 なつみの郷

介護老人保健施設（以下 老健とする） なつみの郷は「“貴方がいて、私がいる”人は相手のためにある時にこそ、輝きます。私たちは、社会でお役に立てるあゆみを目指します」という理念のもと、老健としての役割を日々遂行しています。

老健は、高齢者や要介護状態にある方々が、在宅復帰を中心とした次のステップに向けて、医師による医学的管理下で、ケアやリハビリ・日常サービスを提供する施設です。また、感染症に対する抵抗力の弱い高齢者や要介護者が、集団で生活する場でもあります。このため、施設内での感染症が広がりやすい状況にあることを認識し、感染に伴う被害を最小限にすることが求められます。

（総則）

この指針は、当施設における「施設内感染を予防」し「施設内感染発生時」には速やかに対応し、施設内での感染を最小限にとどめ、安全かつ適切に、質の高い介護・医療を提供する体制を確立するために必要な事項を定める。

（委員会の設置）

前項の目的を達成するために、当施設に「感染を防止する為の委員会」（以下「委員会」と略す）を設置する。

（１） 委員会を、次にあげるもので構成する。

- ア 施設長（医師）
- イ 事務長
- ウ 看護長
- エ 看護職員
- オ リハビリ職員
- カ 介護職員
- キ 栄養課職員
- ク その他、施設長・事務長・委員長が必要と認める職員

（２） 上記職種より委員長を管理者が選定し、委員長は看護長と共に感染防止担当者を務める。

- (3) 委員会は、委員長が召集し、議論すべき事項は看護長と相談した後、委員に亘りあらかじめ通知する。
- (4) 委員会は、毎月 1 回（第 3 月曜日 14 時 00 分）の定例開催、及び委員長または看護長の判断による臨時委員会を開催する。
- (5) 委員長は委員会の内容を管理者に報告する。

1. 平常時における「感染予防」の為の基本方針

「感染源の排除」「感染経路の遮断」「宿主の抵抗力の向上」の感染対策の 3 原則のもと平常時の感染対策に努めます。

1) 感染源の排除の為の方針

- ① 全職員ユニフォームに着替えた後（または出勤後）、衛生的手洗い実施
- ② 本人 または家族に体調不良者がいる職員は、うがい・マスク実施
- ③ 本人が体調不良の場合、特に発熱・嘔吐・嘔気・下痢・腹痛のある場合は出勤前に看護師長 または出勤中の看護師に報告連絡相談し、指示に従う。また、指示内容を上司へ報告する。
- ④ 本人に症状がなくても、家族の中に上記③の症状の者がいる場合も、③と同様とする。
- ⑤ 新入所者の感染症の既往歴を確認し、必要な対策を実施
- ⑥ スタンダード・プリコーションの実施
- ⑦ 居室等の拭き上げをおこない、環境整備につとめる。
- ⑧ 日常の環境整備

2) 感染経路の遮断の為の方針

感染経路については、「接触感染」「飛沫感染」「血液媒介感染等」と考え別紙マニュアルに表 1 を掲載する。

① 「接触感染予防」

- ・職員に手洗い励行
- ・スタンダードプリコーションの徹底
- ・ケア時は、手袋を着用。同じ人のケアでも、便や創部排膿に触れる場合は手袋交換する。
- ・1 ケア 1 手洗いを原則とする。
- ・定時のオムツ交換時、トイレ誘導時は、一人ずつ手袋を交換。
手袋を外したら、消毒アルコールを擦り込み、新しい手袋を装着する。

- ・汚染物との接触が予想されるときは、ガウンを着用する。
ガウンを脱いだあとは、衣服が環境表面や物品に触れないように注意する。
- ・感染性胃腸炎を疑う汚物処理については、別紙マニュアルとおり行う。
- ・周囲に感染を広げてしまう可能性が高い場合は、原則として個室管理。
場合により、同病者を集団隔離する。
- ・居室に特殊な空調の設置の必要なし。

② 飛沫感染予防対策

- ・ケア時には、マスクを着用する。
- ・疑われる症状のあるご利用者様には、原則としてマスクを着用してもらう。
(呼吸状態により、着用が難しい場合を除く)
- ・原則として個室管理。同病者どうし集団隔離する場合もあり。
- ・個室管理ができない時は、ベッドの間隔を2 m以上あける、またはベッド間をカーテンで仕切る等をする。
- ・居室に特殊な空調の必要はなく、ドアは開けたままでも良い。

③ 空気感染予防策

- ・入院による治療が必要。
- ・病院に移送するまでの間は、原則として個室管理とする。
- ・結核で排菌しているご利用者様と接触する際は、職員は高性能マスク（N95²等）を着用する。

④ 血液媒介感染予防策

- ・ご利用者様が出血・嘔吐した場合や、褥瘡ケア等の血液に触れるリスクのある処置の場合には、血液が触れないように手袋やガウンを着用する。

3) 宿主の抵抗力の向上

- ① 日頃からの体調管理（十分な栄養・睡眠）
- ② ワクチンの予防接種（インフルエンザ、肺炎球菌など）

上記の内容を踏まえながら、ご利用者の尊厳を大切にした対応を心がける。

2. 感染症発生時の方針

「感染源の排除」「感染経路の遮断」「宿主の抵抗力の向上」の感染対策の3原則のもと発生時の感染対策として、下記の内容におけるマニュアルを作成する。

- 1) 感染症の発生状況の把握の方法
- 2) 感染汚物処理の方法
- 3) 感染者・非感染者への対応の方法
- 4) ご家族・各部署への連絡体制
- 5) 感染拡大の防止
- 6) 行政への報告
- 7) 関係機関との連携等

附則 この指針は、平成30年12月1日より施行する。

附則 この指針は、令和元年5月1日より改正する。

附則 この指針は、令和5年9月19日より改正する。

感染症発生状況報告書(様式2)

介護老人保健施設 なつみの郷

連絡者氏名		連絡日	年	月	日	時
施設名	介護老人保健施設 なつみの郷		電話	— —		
			FAX	— —		
施設住所						

発生日時	年	月	日	時
主な症状	☐ 嘔吐 ☐ 嘔気 ☐ 下痢 ☐ 腹痛 ☐ 発熱			

発症状況		入所者数等	症状のあった者の数	受診者数	発症者数	入院者数	重症者数	その他()
	合計							
	階 号室							
	階 号室							
	階 号室							
	階 号室							
	階職員							
	階 号室							
	階 号室							
	階 号室							
	階 号室							
	階職員							
	階 号室							
	階 号室							
	階 号室							
	階 号室							
	階職員							
	調理従事者							

受診状況	受診人数	人	医療機関名	
	検査結果等	検査名	結果(診断名)	
喫食状況	☐ 給食 ⇒ ☐ 施設内調理 ☐ 施設外・関連施設			行動状況
	☐ 残食有			
	☐ 検食有			
	☐ 誕生会	月	日	
	☐ 運動会	月	日	
	☐ 入浴	月	日	
	☐ その他()			

概要

介護老人保健施設 なつみの郷

年 月 日 (担当)

と診断されています。

<発症状況>

[illegible]